



西 監第 16100601 号

平成 28 年 10 月 6 日

西和賀町長 細井 洋行 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 28 年8月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第1項及び西和賀町監査委員条例第6条の規定により、平成 28 年8月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。



西 監第 16100601 号

平成 28 年 10 月 6 日

西和賀町議会議長 深澤 重勝 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 28 年8月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第1項及び西和賀町監査委員条例第6条の規定により、平成 28 年8月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成 28 年 8 月分例月現金出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 6 条の規定による標記の検査の結果は、次のとおりである。

1. 検査の対象

西和賀町一般会計、西和賀町特別会計及び病院事業会計（平成 28 年 8 月分）

2. 検査の時期

平成 28 年 9 月 26 日（月）

No.	時 間	対象とした会計	監査会場
(1)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 46 分まで	病院事業会計	西和賀さわうち病院
(2)	午後 3 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで	一般会計及び特別会計 (病院事業会計を除く)	湯田庁舎

3. 検査の場所

(1) 西和賀さわうち病院 カンファレンス室 (2) 湯田庁舎 庁議室

4. 検査した監査委員

高橋 政芳、児玉 正彦

5. 検査に立ち会った職員

(1) 一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）

参事兼会計管理者 佐藤幸弘

会計課 主任 高橋 寛

会計課 主任 内記 杏

監査委員事務局 主任 加藤信彦

(2) 病院事業会計

さわうち病院事務室	事務長	高橋光世
	主 任	高橋祐征
監査委員事務局	主 任	加藤信彦

6. 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の高残証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

7. 検査の結果

(1) 収支の計数について

検査対象月末日における歳入歳出の状況は別添資料のとおりで、現金、預金等の金額並びに会計管理者から提出された収支計算書とその他の資料に記載されたこれらの金額は証書類と符合し、計数等に誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

【一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）】

特になし

【病院事業会計】

特になし

7. そのほか

特になし

【監査委員事務局内復命事項】

平成 28 年 9 月 26 日（月）記

●西和賀さわうち病院の支出の手続きにかかる経過

《要旨》

平成 28 年 7 月頃に高橋政芳代表監査委員から、西和賀さわうち病院の支出方法において、『町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則』に沿った手続きを行っていないのではという疑義が出された。

町会計の支出は、各課・局から提出された伝票を基に、会計課職員と会計管理者の審査を得たのち、当該支出日までに会計管理者による小切手の振り出しと口座振替依頼書類や支出にかかる書類をもって公費の支出を行っている。

現在の町立西和賀さわうち病院事業会計では、小切手の振出による支出ではなく、病院側で作成した口座振替依頼通知と出納取扱金融機関で定める支払用紙によって金銭の出納を行っているとの説明を受けた。

これを受け、規則に定めた支出の手続きが妥当であり、現状の方法では規則に沿っていないことから高橋政芳、児玉正彦両監査委員は、規則に沿った支出の手続きを行ってほしいと口頭で求めてきた。

《根拠法令》

- ・地方公営企業法施行令では、地方公営企業の支出の方法を次のように定めている。

（支出の方法）

第二十一条の十二 出納取扱金融機関が定められている場合における地方公営企業の支出は、管理者が自ら現金で支払をしてするほか、当該出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出し、若しくは地方自治法第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない地方公共団体の地方公営企業においては当該出納取扱金融機関をして現金で支払をさせ、又は公金振替書を当該出納取扱金融機関に交付してするものとする。ただし、管理者は、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、当該出納取扱金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 前項本文の規定による小切手の振出しは、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を記載してこれをしなければならない。ただし、受取人の氏名の記載は、管理者が特に定める場合を除くほか、これを省略することができる。

3 管理者は、小切手を振り出したときは、これを出納取扱金融機関に通知しなければならない。

4 出納取扱金融機関は、管理者の振り出した小切手の呈示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

5 職員に支給する給与（退職手当を除く。）に係る支出については、第一項の規定により小切手を振り出すことができない。

6 第二項の規定は、第一項本文の規定による公金振替書の交付について準用する。

【地方公営企業法施行令より引用】

町立西和賀さわうち病院における支出の方法は、町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則第 31 条で定められている。

(小切手の振出し)

第 31 条 事務長は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

3 事務長は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて、事務長が送付を受けた小切手振出済通知票により照合しなければならない。

【町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則より引用】

《経過》

平成 28 年 8 月 23 日（月）に行った病院事業会計例月出納検査上で、高橋政芳、児玉正彦両監査委員から高橋光世事務長と高橋祐征主任に、規則に沿った事務を行うよう口頭で述べたところ、次の例月出納検査のときまで、県内の各自治体病院の財務規則や支出方法を調査研究し対応したいとの回答があった。

平成 28 年 9 月 26 日（月）に行った病院事業会計例月出納検査において、8 月 23 日検査後の状況の経過を確認したところ、県内自治体病院の財務規則を参考に町立西和賀さわうち病院の財務規則を整備していくとの回答があった。

しかし、高橋監査委員から、「規則整備は次のステップであり、まずは規則に沿った事務執行が妥当ではないか。規則で定めている以上、規則に沿って、速やかに当座預金を開設し、小切手による振出を行いつつ、規則の改正を行うことが妥当ではないか。」との質問に対し、高橋事務長らは町当局や前任者らを交えて協議したいとの回答があった。

同日、午後 3 時から行われた一般会計及び病院事業を除いた特別会計の例月出納検査の席上で、佐藤幸弘参事兼会計管理者に町立西和賀さわうち病院でのやりとりを説明し、「内部や庁議等で協議が必要ではないか。」と質問をしたところ、佐藤参事兼会計管理者から「説明は理解した。副町長を含み内部や庁議等で検討する。」との回答をもらった。